

閲覧用

令和4年2月

第20回 行橋市農業委員会総会議事録

令和4年2月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和4年2月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟301会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名  
欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適化推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第80号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第81号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第82号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について
議案第83号	非農用地区域設定に係る意見書について
報告第10号	非農地証明について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長	岡野 雅幸
農地係長	上原 亮司
農地係	宮崎 修治

<p>会長</p>	<p>出席者 13 名で定足数に達していますので、これより第 20 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。行橋市における新型コロナウイルスの流行が著しいことから、当分の間、会議の迅速化を図るため、議案ごとの採決・質疑を行う形に総会のあり方を変更します。また、行橋市農業委員会憲章の唱和も見送らせていただきます。</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 80 号より議案第 83 号まで 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 80 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 80 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 4 年 2 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 5 件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、一括して審議してまいりたいと思います。</p> <p>行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
<p>船津委員</p>	<p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。南大橋二丁目■■■■番■■、田、1,537 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■(1/3)、■■■■(1/3)、■■■■(1/3)。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模を拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 槌野委員</p>	<p>次に泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。東泉三丁目■■■■番、田、668 m<sup>2</sup>、他 1 筆、計 986 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模を拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 石本委員</p>	<p>次に今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 3 番。大字大野井字上野■■■■番■■、田、2,602 m<sup>2</sup>。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。贈与により所有権を移転、規模を拡大し農業に精進するものということで申請されております。なお、譲受人が東京都在住であり、農業ができるのかという懸念につきましては、譲受人の親族が耕作を行うということで問題はございません。地区審査の結果、書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろ</p>

<p>会長 吉兼委員</p>	<p>しく願います。以上です。</p> <p>次に稗田地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号4番。大字上稗田字エノミ■■■■番、田、3,490㎡。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模を拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 馬場委員</p>	<p>次に椿市地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号5番。大字徳永字野田■■■■番、田、737㎡。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。贈与により所有権を移転するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>報告がすべて終わりました。</p> <p>議案第80号、3条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。議案第80号について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請5件については、許可することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第81号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第81号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和4年2月10日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下3件。以上です。</p>
<p>会長 船津委員</p>	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区2件について地区委員より報告願います。</p> <p>行橋地区2件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号1番。申請人、■■■■。大橋二丁目■■■■番、田、445㎡、大橋二丁目■■■■番■■■、田、143㎡、計2筆、588㎡。所有者、■■■■。売買契約で所有権を移転、集合住宅を建築するものです。集合住宅1棟 191.25㎡、駐車場等 396.75㎡。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書が添付されております。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>地区番号2番。申請人、■■■■。行事三丁目■■■■番■■■、田、94㎡。所有者、成年被後見人 ■■■■ 成年後見人 ■■■■。交換契約</p>

<p>会長 陣山委員</p>	<p>で所有権を移転、農機具・農業用資材置場を設置するものです。農機具等置場 94.00 m<sup>2</sup>。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書は未添付ですが理由書が添付されております。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>次に今元地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号3番。申請人、■■■■。大字今井字金屋■■■■番、田、107 m<sup>2</sup>、大字今井字川田■■■■番、田、290 m<sup>2</sup>、計2筆、397 m<sup>2</sup>。所有者、■■■■。使用貸借契約で使用貸借権を設定、自己住宅を建築するものです。一般住宅1棟 113.10 m<sup>2</sup>、駐車場等 283.90 m<sup>2</sup>。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が終わりました。議案第81号、5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第81号について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p> <p>議案第81号、農地法第5条の規定による許可申請3件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第82号を議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第82号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和4年2月10日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下1件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。議案第82号については、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認(所有権移転)についてです。■■■■が所有する、大字真菰字出口■■■■番、田、2,101 m<sup>2</sup>について、■■■■が所有権の移転を受けるものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第82号について賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。議案第82号、農業経営基盤強化促進法第18条</p>

事務局	<p>第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。</p> <p>次に議案第83号を議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第83号。非農用地区域設定に係る意見書について。県営辻垣・道場寺・高瀬地区土地改良事業において、非農用地区域の設定について、辻垣・道場寺・高瀬土地改良区より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和4年2月10日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■・■■■■・■■■■、以下1件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第83号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明します。辻垣・道場寺・高瀬土地改良区より土地改良法に基づき計画区域内に非農用地区域の設定にかかる意見を求める依頼がありました。</p> <p>整理番号1番。申請者、■■■■(1/3)、■■■■(1/3)、■■■■(1/3)。仮地番、大字高瀬■■■■番■■、214㎡。利用計画は貯水池とするものであり、そのため非農用地区域として設定するものです。当該地は令和元年8月の総会において、非農用地区域の設定に異議なしと意見しておりましたが、ほ場整備工事において形状に変更が生じたため、非農用地区域設定の変更依頼があったものです。なお、面積や利用計画に変更はありません。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。議案第83号について、ご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第83号について賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>全員賛成と認めます。</p>
	<p>議案第83号、非農用地区域の設定に係る意見書については、適当と認め、辻垣・道場寺・高瀬土地改良区に意見書を交付致します。</p>
事務局	<p>次に報告第10号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>報告第10号。非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和4年2月10日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■、以下1件。以上です。</p>
会長	<p>朗読が終わりました。報告第10号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明いたします。申請人、■■■■。大字稲童字渡築紫■■■■番■■、畑、690㎡。非農地証明の理由については、20年以上倉庫等の敷地として利用され、固定資産税も宅地課税されてきたためです。</p> <p>場所については別紙をご参照ください。以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>報告が終わりました。ただいまの報告についてご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>以上で今回提案いたしました議案の審議・報告はすべて終了いたしました。</p>

た。

最後に本日の署名委員を指名いたします。

4番 長城委員

5番 陣山委員

議長(農業委員会会長)